

令和 3年度 事務事業マネジメントシート

事業の基本情報				
事務事業名	乳幼児健康診査事業	担当課	保健センター	
総合計画	政策	健やかに暮らせるまち	計画期間	昭和40年度～
	施策	健康づくりの推進	種別	法定事務
	基本事業	母子保健の充実	市民協働	
予算科目コード	01-040102-10 単独	根拠法令・条例等	母子保健法	

なぜ、この事業を実施しているか？ 何をどうするための事業か？	
背景（なぜ始めたのか）	内容（何の業務活動をどのような手法で行うか）
<p>身体的・精神的発達状況の把握及び疾病の早期発見を目的に、母子保健法に基づき実施。乳児健康診査、1歳6か月児健康診査は市で実施してきたが、3歳児健康診査も平成9年度に茨城県から母子保健業務が移管され、実施している。令和元年度より、難聴児の早期発見のため新生児聴覚検査助成を開始した。</p>	<p>【集団健診】 3～4か月児では計測、内科・整形外科診察と保健指導。1歳6か月児、3歳5か月児では計測、内科・歯科診察とフッ素化合物塗布または歯磨き相談、保健指導、さらに3歳5か月児では、尿検査、視力検査を実施。各健診において、育児不安の解消のため、子育てアンケートを実施。対象者へ個人通知をし、各健診月2～4回保健センターで実施。未受診者には電話、再通知、訪問等で受診勧奨を行う。</p> <p>【医療機関健診】 9～11か月の乳児と、通院等により主治医が必要と判断した3～6か月の乳児に対して、各1回県内の指定医療機関で必要な健康診査を実施。</p> <p>【新生児聴覚検査】 産科医療機関にて、新生児の入院中、または外来において新生児聴覚検査を実施。初回1回のみ上限3,000円の費用助成をする。契約医療機関以外で実施の場合は償還払いで対応。</p>
目的及び期待する効果（誰（何）をどうしたいのか）	
<p>乳幼児健康診査の受診率を高め、疾病の予防と早期発見に努める。発育段階に合わせた節目の健診で子どもの育ちを確認し、保護者への保健指導や健診後の相談を通して、育児不安の解消に努め、親子ともに健やかな生活を送ることができる。</p>	
（参考）基本事業の目指す姿	
<p>子どもと保護者が、ともに健やかな生活を送ることができるように健康管理を行う。</p>	

事業の課題認識、改善の視点（次年度にどう取り組むか）	
目的達成のための課題（問題点、現状分析、課題設定）	具体的内容とスケジュール
<p>①健診の受診率向上 特に9～11か月健診の受診率の向上</p> <p>②健診の精度管理 健診スタッフの発達の見方の均一化を図る必要がある</p> <p>③新生児聴覚検査の充実 新生児聴覚検査の実施状況を確認し、未受診者の対応や要精密者へのフォロー体制の確立、検査の必要性の普及などを行う必要がある。</p> <p>④新型コロナウイルス感染症に対する対応 集団健診の中止、延期。集団健診を実施する場合、3密にならない健診会場の設営が必要である。</p>	<p>①健診の受診率の向上 9～11か月児健診の受診状況から送付時期の検証</p> <p>②健診の精度管理 5月：健診従事保健師説明会の調整 6月：説明会の実施 ～7月：研修会（発達の見方について）の調整 8月：研修会の実施</p> <p>③新生児聴覚検査 1～3月：新生児聴覚検査の普及の方法の検討 3月：検査の受診状況の確認と分析</p> <p>④新型コロナウイルス感染症に対する対応 3月：乳幼児健康診査の中止、延期。3～6か月児健康診査受診券の送付。1歳6か月児、3歳5か月児健康診査の3密にならない健診会場設営の検討。</p>
改善内容（課題解決に向けた解決策）	
<p>①健診の受診率向上 9～11か月健診の受診率を確認し、送付時期の検討</p> <p>②健診の精度管理 健診スタッフを対象とした研修会の実施</p> <p>③新生児聴覚検査 新生児聴覚検査の受診状況の確認と未受診者の対応のフォロー方法の検討、新生児聴覚についての知識の普及のための方法の検討</p> <p>④新型コロナウイルス感染症に対する対応 3～4か月児健康診査を3～6か月児健康診査とし、医療機関での個別健康診査へ変更。1歳6か月児健康診査、3歳5か月児健康診査は3密にな</p>	
次年度のコストの方向性（→その理由）	
<p><input type="checkbox"/>増加</p> <p><input type="checkbox"/>維持</p> <p><input type="checkbox"/>削減</p>	

R02年度の評価（課題）を受けて、どのように取り組んだか（R03年度の振り返り）	
R02年度の評価（課題）	R03年度の実績（評価、課題への対応）
<p>○新型コロナウイルス感染症に対する対応 集団健診の中止、延期。集団健診を実施する場合、3密にならない健診会場の設営が必要である。</p> <p>○新生児聴覚検査の充実 新生児聴覚検査の実施状況を確認し、未受診者の対応や要精密者へのフォロー体制の確立、検査の必要性の普及などを行う必要がある。 9～11か月児医療機関健診の通知を7か月の時点で通知を続けていく。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響が心配される中、安心して集団健診を受診できるように感染防止対策（会場の設営、対象者の健康チェック等）を徹底し、通常どおりの健診を実施した。</p> <p>新生児聴覚検査については、新生児訪問や4か月児健診で未受診者への対応や精密検査対象者の状況把握を行った。</p> <p>9～11か月児医療機関健診は、健康診査対象の月齢に合わせて通知するなどの工夫により、高い受診率を維持できた。</p>

評価（指標の推移、今後の方向性）							
指標名	基準値（H26）	H29年度	H30年度	R01年度	R02年度	R03年度	目標値（R03）
乳幼児健康診査受診率（4か月・1歳6か月・3歳5か月集団健診，3～6か月医療機関健診）（地域保健・健康増進報告から）（％）	98.90	0.00	99.10	96.50	98.50	98.30	98.00
9～11か月児医療機関健康診査受診率（地域保健・健康増進報告から）（％）	84.50	0.00	0.00	128.90	94.90	95.80	90.00
成果の動向（→その理由）							
<input type="checkbox"/> 向上 <input checked="" type="checkbox"/> 横ばい <input type="checkbox"/> 低下	目標値を超える高い受診率を維持できている。虐待予防の観点からも、未受診者には早期に対応して高い受診率を維持していくとともに、未受診者の現認確認100%を目指していく。						
今後の事業の方向性（→その理由）							
<input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 縮小 <input checked="" type="checkbox"/> 維持	<input type="checkbox"/> 改善・効率化 <input type="checkbox"/> 統合 <input type="checkbox"/> 廃止・終了	母子保健法に基づく事業であり、疾病の早期発見や心身の健康維持・増進と保護者の育児不安解消の視点を取り入れ実施していく。また、新生児聴覚検査や9～11か月児医療機関健康診査の受診率を維持し、疾病の早期発見に努める。					

コストの推移						
項目	R01年度決算	R02年度決算	R03年度決算	R04年度予算	R05年度見込	
事業費	計	6,392	8,332	12,108	8,660	10,960
	国・県支出金	0	5,668	0	0	0
	地方債	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	一般財源	6,392	2,664	12,108	8,660	10,960
正職員人工数（時間数）	2,103.00	2,660.00	2,241.00	0.00	0.00	
正職員人件費	8,629	10,768	8,670	0	0	
トータルコスト	15,021	19,100	20,778	8,660	10,960	

令和3年度 事務事業マネジメントシート

事業の基本情報				
事務事業名	新生児訪問事業	担当課	保健センター	
総合計画	政策	健やかに暮らせるまち	計画期間	平成9年度～
	施策	健康づくりの推進	種別	法定事務
	基本事業	母子保健の充実	市民協働	
予算科目コード	01-040102-13 単独	根拠法令・条例等	母子保健法	

なぜ、この事業を実施しているか？ 何をどうするための事業か？	
背景（なぜ始めたのか）	内容（何の業務活動をどのような手法で行うか）
<p>新生児の発育、栄養、生活環境、疾病予防など育児上重要な指導を目的に、母子保健法に基づき県が在宅助産師に委託していたが、平成9年度に母子保健事業が移管され、市が実施。平成21年度から権限委譲により、低体重児訪問(2,500g未満)も市が実施することになった。産後ケア事業は、子ども・子育て支援法に基づく利用者支援事業の母子保健型を実施した場合に限り補助交付対象とする条件が削除され、平成28年5月から産後ケア事業単独実施への国庫補助が開始された。</p>	<p>【新生児訪問】生後4か月未満までの乳児と産婦に対し、保健師、保育士及び委託助産師が、1～2回家庭訪問を実施し、体重測定、母乳栄養や育児の相談、産婦の心身の健康相談を無料で行う。週1回、健康管理システムから対象者を把握し、電話で訪問希望を確認した後、担当者を決定する。訪問後、記録を提出し、必要に応じ事例検討を行う。</p> <p>里帰り中の場合は、希望があれば里帰り先に依頼書を送付し、里帰り先で訪問を受けられるよう調整を行う。</p> <p>医療機関から乳児の病気や母の心身の健康面等で訪問指導依頼があった場合は、早期に訪問対応してその結果を医療機関に返答する。</p> <p>【産後ケア】産後に心身の不調又は育児不安等があり、医療管理入院を要しない、出産後1年を超えない産婦及び乳児が対象。医療機関や助産所等に宿泊や通所をする、又は助産師が自宅を訪問して、産後ケアを受ける。利用希望者は申請をし、承認を受ける。市は利用者状況をアセスメントし、産後ケア施設等と連携する。利用後に産後ケア実施施設等から報告を受け、きめ細かな支援につなげていく。</p>
目的及び期待する効果（誰（何）をどうしたいのか）	
<p>乳児については、疾病の早期発見、虐待予防と健やかな成長の支援をする。産婦については、授乳方法の確立や安心して子育てができるよう支援する。また、育児不安や産後うつなどの問題を抱えた産婦が適切な時期に支援を受け、安心して子育てができるようにする。</p>	
（参考）基本事業の目指す姿	
<p>子どもと保護者が、ともに健やかな生活を送ることができるように健康管理を行う。</p>	

事業の課題認識、改善の視点（次年度にどう取り組むか）	
目的達成のための課題（問題点、現状分析、課題設定）	具体的内容とスケジュール
<p>①委託助産師の訪問により、授乳方法で母乳の割合は、生後1か月時36.5%が、4か月時では61.6%と増えている。</p> <p>②産後ケア事業は、出産後、両親が共働き又は高齢で頼れないため里帰りしない夫婦や、実家が遠方のため、支援者がおらず夫婦のみで子育てしている方も多くいる状況であるため、今後も需要増が見込まれる。また、子育て世代包括支援センターにおける妊娠後期の電話・訪問等による周知や病院からの紹介などで妊産婦への周知が行き届いてきており、今年度の産後ケア利用者は、上半期のみで前年度の実績を上回る状況であり（通所8日→11日・宿泊14日→22日）、今後も増加が見込まれる。</p>	<p>【新生児訪問】</p> <ul style="list-style-type: none"> 母子手帳交付時の面接、アセスメントを実施し、必要に応じ妊娠中から面接や訪問等で関わり、新生児訪問を実施する。 要支援妊産婦は、妊娠中から地区担当保健師が関わり、新生児訪問を実施する。（産婦健診等の情報や訪問予約時の情報をもとに、委託助産師へ依頼する時もあり。） 母乳手技の確立、育児不安の軽減の為、委託助産師への訪問委託を継続する。 <p>【産後ケア】</p> <ul style="list-style-type: none"> 子育て世代包括支援センターで妊娠後期・産後に行う電話・面談等で必要と思われる妊産婦に情報提供する。 母子手帳交付時、母親・両親学級、新生児訪問等で周知する。 必要な妊産婦に対して、医療機関から情報提供してもらう。 利用後産後ケアのアンケートや産後ケア実施機関からの報告書より、産後ケアの満足度やニーズとの合致度等を評価していく。
改善内容（課題解決に向けた解決策）	
<p>①母乳ケアへの十分な支援の確保のため、委託助産師による訪問を継続していく。</p> <p>②産後ケア事業は、必要な人が全て利用できるように、周知や利用者枠を増やす。</p>	
次年度のコストの方向性（→その理由）	
<input type="checkbox"/> 増加 <input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 削減	

R02年度の評価（課題）を受けて、どのように取り組んだか（R03年度の振り返り）	
R02年度の評価（課題）	R03年度 of 取組（評価、課題への対応）
<p>新生児訪問では、出生届後、早めに母に連絡をして、母乳や育児等に不安のある母へ早期に訪問活動を実施していく。 産後ケア事業では、ショートステイ型、通所型の産後ケア事業に、訪問型（アウトリーチ型）を加えていく必要がある。</p>	<p>新生児訪問では、出生届後1週間以内に母に電話連絡をすることで、早期訪問の実施につなげた。また、産後ケアでは、本年度から対象者を出産後1年未満までに拡大し、訪問型（アウトリーチ型）の産後ケアを開始した。</p>

評価（指標の推移、今後の方向性）							
指標名	基準値（H26）	H29年度	H30年度	R01年度	R02年度	R03年度	目標値（R03）
妊娠・出産について満足している者の割合 「健やか親子21（第2次）」アンケートより（%）	0.00	78.90	85.10	86.00	80.90	84.50	83.00
新生児・乳児訪問実施率 健康カルテ（年度新生児・未熟児訪問数）／年度 出生届出状況より（%）	79.70	0.00	96.54	88.33	79.70	90.60	93.00
成果の動向（→その理由）							
<input type="checkbox"/> 向上 <input checked="" type="checkbox"/> 横ばい <input type="checkbox"/> 低下	<p>新生児・乳児訪問実施率は、令和元年度まで90%前後の高い実施率を維持していたが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により減少に転じた。令和3年度は、90.6%とコロナ禍前の水準まで回復している。</p>						
今後の事業の方向性（→その理由）							
<input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 改善・効率化 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 統合 <input checked="" type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 廃止・終了	<p>今後も早期の新生児訪問に努めていく。また、産後ケア事業の利用者を増やし、育児不安の軽減や母乳栄養の希望を支援していく。さらに、多胎児妊産婦サポート事業を実施し、多胎児をもつ妊産婦の支援を実施する。</p>						

コストの推移						
項目	R01年度決算	R02年度決算	R03年度決算	R04年度予算	R05年度見込	
事業費	計	4,675	3,845	4,654	6,911	6,911
	国・県支出金	1,484	1,512	1,979	2,186	2,186
	地方債	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	一般財源	3,191	2,333	2,675	4,725	4,725
正職員人工数（時間数）	840.00	841.00	423.00	0.00	0.00	
正職員人件費	3,447	3,404	1,637	0	0	
トータルコスト	8,122	7,249	6,291	6,911	6,911	

令和 3年度 事務事業マネジメントシート

事業の基本情報				
事務事業名	妊産婦健康診査事業	担当課	保健センター	
総合計画	政策	健やかに暮らせるまち	計画期間	平成 9年度～
	施策	健康づくりの推進	種別	法定事務
	基本事業	母子保健の充実	市民協働	補助事業
予算科目コード	01-040102-14 補助	根拠法令・条例等	母子保健法13条	

なぜ、この事業を実施しているか？ 何をどうするための事業か？	
背景（なぜ始めたのか）	内容（何の業務活動をどのような手法で行うか）
<p>妊娠中毒症、貧血、糖尿病など妊娠中に発生する疾病の早期発見により、母体と胎児の健康確保を目的に母子保健法に基づき、昭和44年度に低所得妊婦、昭和49年度には全ての妊婦に妊婦健診助成を県が実施した。平成9年度から母子保健業務の移管で市が助成を実施している。</p> <p>また、平成30年度より、産後うつ予防や新生児への虐待防止等を図るため、出産間もない時期の産婦に対し健康診査費用の助成を実施</p>	<p>母子健康手帳交付時に妊婦健診14回分と産婦健診2回分の受診票を交付する。転入妊産婦には守谷市の受診票と交換する。妊産婦は、受診票を持って医療機関で健診を受ける。市は、健診費用を契約医療機関の場合は医療機関に、未契約医療機関の場合は妊産婦本人に支払う。なお、医療機関から要指導対象者の連絡があった場合は、保健師による指導を行う。</p>
目的及び期待する効果（誰（何）をどうしたいのか）	
<p>妊婦の健康管理と胎児の順調な発育を定期的に確認するため、妊婦健診費用（指定検査項目）の一部を公費負担し、適正な受診につなげる。また、産後2週間と産後1か月の産婦に対し、産後うつの予防や新生児への虐待防止を図るため、産婦健診費用（指定検査項目）の一部を公費負担し、母子の支援の強化を図る。</p>	
（参考）基本事業の目指す姿	
<p>子どもと保護者が、ともに健やかな生活を送ることができるように健康管理を行う。</p>	

事業の課題認識、改善の視点（次年度にどう取り組むか）	
目的達成のための課題（問題点、現状分析、課題設定）	具体的内容とスケジュール
<p>妊婦の健康管理と胎児の順調な発育を定期的に確認するため、妊産婦健康診査の一部を公費負担し、適正な受診につなげている。</p> <p>茨城県内市町村の妊産婦健康診査助成額が全国平均に満たないことから、各市町村で見直しが行われ、本市においても来年4月1日より第1回目を16,350円から20,550円に増額することが決定した。</p> <p>産後うつの予防や新生児への虐待防止を図るための産婦健康診査も認知されはじめ、病院から市へ連絡が入るようになり、産後のフォローの1つのツールとして定着してきたと考える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通年 ・ 要綱の改正 ・ 来年度の契約病院との連携 ・ EPDSの点数が高かったなど、病院から連絡が来た産婦の支援 ・ 市内医療機関等と定期的な連絡会議の開催
改善内容（課題解決に向けた解決策）	
<p>助成額の増額決定とともに、国が進める乳幼児健診等母子保健情報の利活用にあわせた健診内容に変更することが決定した。妊婦に負担が掛からないよう、県外の病院も含め連携をとり、準備・検討していく。</p> <p>産後うつの予防や新生児への虐待予防等を図るため、病院から連絡を受けた産婦に対し、支援の強化を図る。</p> <p>タイムリーに連絡が来なかったり、償還払い等でEPDSが高い産婦に対しての支援強化についても検討していく。</p>	
次年度のコストの方向性（→その理由）	
<input type="checkbox"/> 増加 <input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 削減	

R02年度の評価（課題）を受けて、どのように取り組んだか（R03年度の振り返り）	
R02年度の評価（課題）	R03年度の実績（評価、課題への対応）
<p>○支援が必要な妊婦の早期発見と適切な支援の実施 ・医療機関と連携を密にして、健康管理面、経済的問題や子育て環境支援が必要な妊婦に、早期から医療機関と連携し、適切な支援を行う。</p> <p>○産婦健診時にEPDSを実施することで、支援が必要な産婦を早期に発見し、産後ケア、新生児訪問等で適切な支援を行う。</p>	<p>○早期から医療機関と連携を密にして、健康管理面や経済的問題、子育て環境などの支援が必要な妊婦の早期発見に努め、適切な支援につなげた。</p> <p>○産婦健診時にEPDS（エジンバラ産後うつ病質問票）を実施することで、支援が必要な産婦を早期に発見し、産後ケア、新生児訪問等で適切な支援を行った。</p>

評価（指標の推移、今後の方向性）							
指標名	基準値（H26）	H29年度	H30年度	R01年度	R02年度	R03年度	目標値（R03）
妊婦健康診査受診票利用率 （母子事業報告より）（%）	79.20	77.30	82.60	80.40	81.80	79.57	83.00
産婦健康診査受診票利用率 （産婦健診受診票利用のべ人数÷（統計守谷年度出生数×2回））（%）	0.00	0.00	74.00	82.40	85.47	91.13	86.50
成果の動向（→その理由）							
<input checked="" type="checkbox"/> 向上 <input type="checkbox"/> 横ばい <input type="checkbox"/> 低下	<p>公費負担により受診促進を図っており、妊娠中から産後の経済的負担の軽減及び定期的な受診を奨励することにより、母子保健の推進につながっている。また、支援が必要な妊産婦については、医療機関からの情報提供がタイムリーにあるため、適切な支援につながられている。</p>						
今後の事業の方向性（→その理由）							
<input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 縮小 <input checked="" type="checkbox"/> 維持	<input type="checkbox"/> 改善・効率化 <input type="checkbox"/> 統合 <input type="checkbox"/> 廃止・終了	<p>妊婦健康診査及び産婦健康診査の受診を促し、妊娠中に発生する病気の早期発見と、母体と胎児の健康を確保するとともに、産後うつ予防や新生児への虐待防止を図る。また、多胎妊婦に対し、妊婦一般健康診査受診票を追加交付することで、経済的負担の軽減を図る。</p>					

コストの推移						
項目	R01年度決算	R02年度決算	R03年度決算	R04年度予算	R05年度見込	
事業費	計	56,276	56,221	54,801	69,519	69,519
	国・県支出金	3,045	3,150	3,210	3,146	3,146
	地方債	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	一般財源	53,231	53,071	51,591	66,373	66,373
正職員人工数（時間数）	546.00	246.00	626.00	0.00	0.00	
正職員人件費	2,240	996	2,422	0	0	
トータルコスト	58,516	57,217	57,223	69,519	69,519	

令和 3年度 事務事業マネジメントシート

事業の基本情報				
事務事業名	小児予防接種事業	担当課	保健センター	
総合計画	政策	健やかに暮らせるまち	計画期間	年度～
	施策	健康づくりの推進	種別	法定事務
	基本事業	母子保健の充実	市民協働	
予算科目コード	01-040102-18 単独	根拠法令・条例等	予防接種法	

なぜ、この事業を実施しているか？ 何をどうするための事業か？	
背景（なぜ始めたのか）	内容（何の業務活動をどのような手法で行うか）
<p>定期予防接種は、感染症の重症化予防、感染症の発生及び蔓延予防を目的に、予防接種法に基づき実施している。</p> <p>また、任意予防接種は子育て世代の負担軽減、感染の恐れがある疾病の発生及び蔓延を予防するため費用助成を実施している。</p>	<p>接種を希望する小児が、保護者同伴で医療機関においてヒブ、小児肺炎球菌、B型肝炎、BCG、四種混合、不活化ポリオ、水痘、麻しん風しん混合（MR）、麻しん、風しん、二種混合、日本脳炎、子宮頸がん、おたふくかぜ、インフルエンザの予防接種を行う。</p> <p>令和元年度より、対象者に対し、風しんの抗体検査を実施し、抗体価が不足している方に対し、風しんの予防接種を行う。</p> <p>令和2年10月より、ロタウイルスが定期予防接種となる。</p>
目的及び期待する効果（誰（何）をどうしたいのか）	
小児の感染症の重症化予防と感染症の発生及び蔓延を防ぐ。	
（参考）基本事業の目指す姿	
子どもと保護者が、ともに健やかな生活を送ることができるように健康管理を行う。	

事業の課題認識、改善の視点（次年度にどう取り組むか）	
目的達成のための課題（問題点、現状分析、課題設定）	具体的内容とスケジュール
<p>現状では各予防接種で高い接種率で推移している。今後も接種率維持のため、周知方法の工夫と未接種者対策を継続していく。</p> <p>MR 2期 28年度96.4% 29年度97.2% 30年度99.1%</p> <p>二種混合 28年度92.5% 29年度94.6% 30年度93.5%</p> <p>二種混合については、11歳より接種開始になるため、これまで小学6年生になった4月に勧奨を行っていたが、接種済みで転入してくる児もあるため、予防接種法に合わせていく必要がある。</p>	<p>【接種勧奨】</p> <p><定期予防接種全般></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新生児訪問、乳幼児健診等で予防接種状況の確認と接種勧奨を実施（通年） ・もりや子育てナビで対象年齢に合わせた予防接種のお知らせを送信（通年） ・就学時健診の講話にて、参加者全員に接種勧奨を実施。（10月） <p><MR></p> <ul style="list-style-type: none"> ・MR1期の未接種者に対し、1歳6か月健診時に個別で接種状況を把握し、未接種者に接種勧奨を実施。2歳前に電話または通知で接種勧奨を実施。（通年） ・MR2期の未接種者に対し、12月に通知による勧奨、3月に電話による勧奨を実施。 <p><二種混合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・未接種者のうち、接種期限の2か月前に、通知による接種勧奨を実施。（通年）令和2年度は、小学6年への通知の他、11歳誕生月に勧奨通知を出す。 <p>【医療機関との情報共有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内医療機関会議（年2回開催）にて、接種率や接種勧奨方法などの情報提供を行うとともに、医療機関の最新状況を把握する。
改善内容（課題解決に向けた解決策）	
<p>今後も接種率維持のため、健診時の個別勧奨、個別通知、モバイル、ホームページなど、様々な媒体を活用した接種勧奨を実施する。</p> <p>また、感染症の流行状況やワクチンの流通状況等、最新の情報を把握し、医療機関との情報共有を徹底することで、接種環境の整備に努める。</p> <p>二種混合については、11歳誕生日月に勧奨することで、二重接種を防ぐほか、被接種者が接種できる期間を長くとり、接種率向上に努める。</p>	
次年度のコストの方向性（→その理由）	
<input type="checkbox"/> 増加 <input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 削減	

R02年度の評価（課題）を受けて、どのように取り組んだか（R03年度の振り返り）	
R02年度の評価（課題）	R03年度の取組（評価、課題への対応）
<p>◆接種勧奨による認知の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健診で予防接種歴を確認し、接種モレや接種遅れが生じている方への個別の勧奨を実施。 ・接種対象年齢に応じた個別通知を継続して実施。 ・接種者未終了者への勧奨の通知・電話を継続して実施。 ・保護者自身が接種時期を把握できるシステム（もりや子育てナビ）の周知。 	<p>◆接種勧奨による認知の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種対象年齢となる月に個別通知。 ・未接種者への通知・電話での勧奨。 ・もりや子育てナビの周知による、保護者自身での接種時期の把握。 ・もりや子育てナビのHPリニューアルの実施。 <p>◆予防接種間違い防止(安心して接種できる環境づくり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育てナビの活用により、保護者も接種間隔間違いを起こさない様、気をつけることができる環境づくりを実施。 ・病院への事例共有を実施し、接種間隔の間違いをおこさないよう注意喚起を実施。

評価（指標の推移、今後の方向性）							
指標名	基準値（H26）	H29年度	H30年度	R01年度	R02年度	R03年度	目標値（R03）
麻疹風しん予防接種（第2期）接種率（%）	97.20	97.20	99.10	99.70	99.40	96.20	100.00
	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
成果の動向（→その理由）							
<input type="checkbox"/> 向上 <input checked="" type="checkbox"/> 横ばい <input type="checkbox"/> 低下	高い接種率のため成果は横ばいである。今後も現在の接種率を維持していく。						
今後の事業の方向性（→その理由）							
<input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 縮小 <input checked="" type="checkbox"/> 維持	<input type="checkbox"/> 改善・効率化 <input checked="" type="checkbox"/> 統合 <input type="checkbox"/> 廃止・終了	本事業は、高齢者予防接種事業と統合し、「予防接種事業」となるが、本事業で実施していた接種時期に合わせた個人通知、子育てナビを活用した周知、未接種者に関する勧奨(通知、電話)は継続し、高い接種率を維持していく。					

コストの推移						
項目	R01年度決算	R02年度決算	R03年度決算	R04年度予算	R05年度見込	
事業費	計	183,809	191,461	183,334	321,161	320,000
	国・県支出金	5,838	11,164	6,679	5,500	5,000
	地方債	0	0	0	0	0
	その他	39,161	0	0	0	0
	一般財源	138,810	180,297	176,655	315,661	315,000
正職員人工数（時間数）	767.00	1,267.00	1,418.00	0.00	0.00	
正職員人件費	3,147	5,129	5,486	0	0	
トータルコスト	186,956	196,590	188,820	321,161	320,000	

令和3年度 事務事業マネジメントシート

事業の基本情報				
事務事業名	不妊治療費助成事業	担当課	保健センター	
総合計画	政策	健やかに暮らせるまち	計画期間	平成25年度～
	施策	健康づくりの推進	種別	任意的事務
	基本事業	母子保健の充実	市民協働	補助事業
予算科目コード	01-040102-22 単独	根拠法令・条例等	守谷市特定不妊治療費の助成に関する要綱	

なぜ、この事業を実施しているか？ 何をどうするための事業か？

背景（なぜ始めたのか）	内容（何の業務活動をどのような手法で行うか）
不妊に悩む夫婦の、保険適用外で高額の治療費がかかる特定不妊治療費に対し、経済的負担の軽減を行い、治療環境を整えるため。	不妊治療費助成は、1回の治療につき、県助成金額を控除し、特定不妊治療は10万円を上限に、男性不妊治療は5万円を上限に助成する。助成回数は、1子ごとに、妻の年齢が39歳までに1回目の助成を受けた方は6回まで、40歳から42歳までに1回目の助成を受けた方は3回までとなる（平成27年度までに受けた回数も通算される）。 また、不育症治療費助成は、対象夫婦に対し年度につき1回、5万円を上限に助成する。
目的及び期待する効果（誰（何）をどうしたいのか）	
特定不妊治療（体外受精・顕微授精）、特定不妊治療に至る過程の一環として行われる男性不妊治療（精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術）を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図る。また、妊娠はするが流産や死産を繰り返し生児を得られない場合に行われる不育症治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図る。	
（参考）基本事業の目指す姿	
子どもと保護者が、ともに健やかな生活を送ることができるように健康管理を行う。	

事業の課題認識、改善の視点（次年度にどう取り組むか）

目的達成のための課題（問題点、現状分析、課題設定）	具体的内容とスケジュール
特定不妊治療費に対し上限10万円、男性不妊治療費に対し上限5万円を助成し、経済的負担の軽減を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通年 ・ 令和3年度 竜ヶ崎保健所に設置する案内作成
改善内容（課題解決に向けた解決策）	
守谷市の助成について、継続して周知していく。	

次年度のコストの方向性（→その理由）

<input type="checkbox"/> 増加 <input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 削減	
---	--

R02年度の評価（課題）を受けて、どのように取り組んだか（R03年度の振り返り）	
R02年度の評価（課題）	R03年度の取組（評価、課題への対応）
特定不妊治療費、男性不妊治療費に対しそれぞれ5万円を上限に助成をし、経済的負担の軽減を図った。	令和3年度から、県の不妊治療費助成事業の交付決定条件が緩和（所得制限の撤廃、申請限度回数増加）され、同様に市の条件も緩和した。 また、令和3年度より、特定不妊治療費の助成額を上限10万円に変更し、経済的負担の軽減を図った。（男性不妊治療費は上限5万円） さらに、少子化対策の一環として、不育症治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図るため、不育症治療費助成事業を開始した（上限5万円）。

評価（指標の推移、今後の方向性）							
指標名	基準値（H26）	H29年度	H30年度	R01年度	R02年度	R03年度	目標値（R03）
特定不妊治療費助成金交付申請者延べ数（件）	76.00	107.00	78.00	107.00	130.00	188.00	111.00
	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
成果の動向（→その理由）							
<input checked="" type="checkbox"/> 向上 <input type="checkbox"/> 横ばい <input type="checkbox"/> 低下	現状では特定不妊治療は保険適用外のため、高額な自己負担を要する。本助成は、経済的負担を理由に本治療を断念・中断していた世帯等が治療を受ける後押しとなっている。						
今後の事業の方向性（→その理由）							
<input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 維持	<input checked="" type="checkbox"/> 改善・効率化 <input type="checkbox"/> 統合 <input type="checkbox"/> 廃止・終了	令和4年4月1日から不妊治療が保険適用になったことに伴い、県は経過措置を経て助成事業を終了する予定であることから、市も同様に経過措置を経て従前の事業を終了する。 ただし、保険適用になっても、引続き治療を受ける夫婦の経済的負担が大きいことから、市独自の事業として、新たに助成事業を開始する（上限5万円）。					

コストの推移						
項目	R01年度決算	R02年度決算	R03年度決算	R04年度予算	R05年度見込	
事業費	計	5,240	6,223	16,822	18,150	18,150
	国・県支出金	0	0	0	0	0
	地方債	0	0	0	0	0
	その他	0	0	9,950	18,150	18,150
	一般財源	5,240	6,223	6,872	0	0
正職員人工数（時間数）	252.00	216.00	606.00	0.00	0.00	
正職員人件費	1,034	874	2,345	0	0	
トータルコスト	6,274	7,097	19,167	18,150	18,150	